

# 安平町太陽光発電施設の設置に関する 条例（案）に関する意見募集要領

安平町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 1. 意見募集の対象

安平町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）

## 2. 公表する資料

- ①安平町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）
- ②安平町太陽光発電施設の設置に関する条例骨子（案）
- ③意見募集要領
- ④意見記入票

## 3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
  - ・総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

## 4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
  - ・総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 税務住民課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。  
総合庁舎 税務住民課（0145-22-3883）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。  
税務住民課：k-hozen@town.abira.lg.jp

## 5. 意見募集期間

令和2年10月12日（月）～令和2年11月2日（月） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：11月2日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）  
意見募集期間の締切日は、17時15分まで。

## **6. 提案対象者**

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## **7. 意見集約による公表及び意見に対する応答**

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
  - ・総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

## **8. その他**

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

## **9. お問い合わせ先**

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地  
安平町役場 税務住民課 住民生活グループ  
電話：0145-22-2940 FAX：0145-22-3883  
E-mail：k-hozen@town.abira.lg.jp